平成２４年（フ）第４８６号
横浜市港南区笹下６丁目９番３―104号
債務者　小峯　利昭
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２号
東京都東村山市栄町２丁目７番地15クラッシー久米川Ｂ館511
債務者　作山　俊房
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４号
大分県中津市大字上如水1073番地10
債務者　橋本　嘉一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月28日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
釧路市緑ケ岡１丁目21番17号　メゾンプラネット203
債務者　堀田みどり（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート11―405号
債務者　山口　晶史
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
北海道河東郡音更町大通９丁目１番地　東新緑団地３号棟26号室
債務者　平田　秀市
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
北海道帯広市西16条南５丁目38番地20　16条荘２階８号室、住民票上の住所北海道帯広市西19条南２丁目９番13号
債務者　吉田　　強
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第５５号
群馬県桐生市境野町６丁目甲545番地
破産者　大屋工業有限会社
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・債権調査の期日を平成24年５月24日午後２時30分から平成24年６月28日午前11時に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５６号
群馬県桐生市境野町６丁目545番地の５
破産者　大屋　善衛
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月24日午後２時30分から平成24年６月28日午前11時に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７６号
群馬県みどり市笠懸町久宮416番地
破産者　有限会社共和側溝
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年５月24日午後１時30分から平成24年６月28日午後２時30分に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７７号
群馬県みどり市笠懸町久宮205番地３
破産者　撹上　貞雄
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月24日午後１時30分から平成24年６月28日午後２時30分に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２７号
群馬県桐生市東久方町１丁目５番７号
破産者　島田　雅弘
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月24日午前11時40分から平成24年６月28日午前10時30分に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３１号
群馬県桐生市新里町新川733番地７
破産者　ナイスホーム株式会社
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年５月24日午前11時から平成24年７月12日午前11時に変更する。
平成24年３月14日　前橋地方裁判所桐生支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１０３号
新潟県三条市塚野目３丁目３番48―５号　みどり荘３号棟
破産者　五十嵐寛子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２８７２号
福岡市東区多の津１丁目14番１号ＦＲＣビル４階
破産者　有限会社ヴァリアント
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１号
福岡市南区横手４丁目７番10―606号
破産者　内藤　清秀
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１号
茨城県ひたちなか市大字佐和624番地の２
破産者　黒沢電機製作所株式会社
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２０号
栃木県日光市土沢2097番地21　ビバルディハイム102、前住所栃木県日光市土沢2097番地21　ビバルディハイム201
破産者　落合しづ子
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９２号
栃木県那須烏山市小木須2009番地２
破産者　橋倉　　守
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係